

山口県報

平成19年
9月28日
(金曜日)

目 次

規則

- 山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………一
- 山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………一
- 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………二
- 動物の愛護及び管理に関する法律の規定による犬及びねこの引取りの手續に関する規則(生活衛生課)……………二
- 山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………三
- 山口県希少野生動植物種保護条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課)……………三
- 山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(厚政課)……………三
- 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則(都市計画課)……………三
- 訓令
- 山口県職員倫理規程の一部を改正する訓令(人事課)……………四
- 教委規則
- 市町立学校職員の職務に係る倫理の保持を図るための技術的な基準を定める規則の一部を改正する規則……………四
- 教委訓令
- 山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令……………四
- 公安委規則
- 山口県道路交通規則の一部を改正する規則……………五
- 公安委規程
- 山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程……………五



山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第七十八号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式(その一)の裏、同様式(その二)の裏、同様式(その三)の裏、同様式(その四)の裏及び同様式(その五)の裏中

県の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関
郵便局
海防事務所

を

県の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関
海防事務所

に改める。

別記第八号様式(その一)の裏、同様式(その二)の裏、同様式(その三)の裏及び同様式(その四)の裏中、「郵便局」を削る。

別記第九号様式中、「郵便局 海防事務所」を「海防事務所」に改める。

別記第十号様式中、「郵便局」を削る。

別記第二十一号様式中、「収納代理金融機関 郵便局」を「収納代理金融機関」に改める。

別記第五十三号様式から別記第五十四号様式までの規定中、「郵便局」を削る。

別記第七十一号様式中

「 県の指定金融機関、指
定代理金融機関又は収
納代理金融機関
郵便局
県税事務所

に改め

る。

別記第七十八号様式中

「 県の指定金融機関、指
定代理金融機関又は収
納代理金融機関
郵便局
県税事務所

を

「 県の指定金融機関、指
定代理金融機関又は収
納代理金融機関
郵便局
県税事務所

に改め

る。

別記第三百三十八号様式中「収納代理金融機関 郵便局」を「収納代理金融機関」に改める。

別記第三百五十一号様式中「郵便局 県税事務所」を「県税事務所」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の山口県税賦課徴収条例施行規則に定める様式による納税通知書等を印刷した用紙で残存するものについては、その残存分に限り、これに所要の調整をして使用することができる。

山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第七十九号

山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

山口県産業廃棄物税条例施行規則（平成十五年山口県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

別記第十四号様式中「収納代理金融機関 郵便局」を「収納代理金融機関」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八十号

合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例施行規則（昭和三十五年山口県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

「 登録番号 (Registration Number) No. 山口

を

「 登録番号 (Registration Number) No. 山口

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例施行規則別記第一号様式による自動車税証紙で残存するものについては、その残存分に限り、これに所要の調整をして売りさばくことができる。

動物の愛護及び管理に関する法律の規定による犬及びねこの引取りの手續に関する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八十一号

動物の愛護及び管理に関する法律の規定による犬及びねこの引取りの手續に関する規則

1 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）第三十五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による犬又はねこの引取りを求めようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。

一 犬又はねこの引取りを求めようとする者の氏名及び住所

二 引取りを求めようとする犬又はねこの種類、年齢（年齢が一歳に満たないときは、月齢）、毛色、性別、体格その他特徴

2 前項の規定により知事に提出する書類は、犬又はねこの引取りを求めようとする者の住所を所管する保健所の長を経由して提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八十二号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年山口県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中第十五号を第十六号とし、第二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）に基づく同法第三十五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による犬及びねこの引取りに関する事務

附 則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

山口県希少野生動植物種保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八十三号

山口県希少野生動植物種保護条例施行規則の一部を改正する規則

山口県希少野生動植物種保護条例施行規則（平成十七年山口県規則第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

- 第二十七条第一号ト中「郵便局（郵政窓口事務の委託に関する法律）を「郵便局株式会社」の営業所（郵便窓口業務の委託等に関する法律）」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「委託事務」を「再委託業務」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八十四号

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

山口県福祉のまちづくり条例施行規則（平成九年山口県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

- 別表第一の一の項第十六号を次のように改める。
十六 削除
- 別表第三の一の項中「、第十六号」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

〃に改め、同様式の

注「中」、「豊瀬田」を「その」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年十月一日から施行する。



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第九号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号ニ中、「前号イ」の下に「から八まで及びホ」を加え、同号ト中「へ」を「ト」に改め、同号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト 郵便物の集配又は電報の配達のため使用中の車両で、駐車禁止除外指定車標章（別記第一号様式）を掲示しているもの

第三条第一項第四号イ中、「第二号イ」の下に「から八まで及びホ」を加え、同条第二項中「ト」を「チ」に改め、同条第三項第三号中、「第一項第三号ト」の下に「若しくはチ」を加える。

附 則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

山口県公安委員会規程第三号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年九月二十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十五の表第三条第一項第三号への項及び別表第二の三十二の表第三条第一項第三号への項中、「~~並ニ並ニ~~」を「~~並ニ並ニ~~」に改める。

附 則

この規程は、平成十九年十月一日から施行する。

平成十九年九月二十八日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)